

横須賀市児童相談所 視察報告

○開催日時：平成 28 年 8 月 1 日（金） 13:30 ～ 16:30

1. 横須賀市児童相談所の概要の説明

所長・副所長・担当者より、横須賀市児童相談所開設からの経緯及び現在の体制について説明。（説明後、以下質疑応答。）

【参考】

横須賀市児童相談所の職員体制 （配布資料からの抜粋）

| | | | | |
|-------------------------------------|---------------------|-------|--|-----------------------------------|
| 合計67人 | 支援担当第1 | 係長1 | 児童福祉司4 | 支援担当第1・第2: 区域を持つケースワーカーが担当 |
| 所長 | 支援担当第2 | 係長1 | 児童福祉司4 | |
| | 支援担当第3 | 係長1 | 児童福祉司2、児童心理司1、弁護士1(非) | |
| | 里親・家族再統合 虐待通告の初動 | | 虐待対応協力員1(非)、里親委託等推進員1(非) | |
| | 相談担当 | 係長1 | 児童相談員4 | 神奈川県固有職種 障がい相談・育成 相談療育手帳判定の審査等 |
| 副所長 | 心理担当 | 係長(副) | 児童心理司7、医師2(非) | |
| | 総務担当 | 係長1 | 一般事務3、運転手1(非) | |
| | 保護所担当 | 係長3 | 児童指導員4(うち非1)、管理栄養士1(非) 保育士8(うち非4)、心理1(非) 夜間指導員8(臨)、学習講師2(非) 保健師1、嘱託医1(部付) | |
| 非 は非常勤職員 臨 は臨時職員 心理担当係長は副所長兼務 | | | | |

※横須賀市の体制：こども育成部（平成 17 年設置）以前

…健康福祉部（高齢・障がい・子どもの福祉関係一括の部署）

※はぐくみ館開設（平成 20 年）以前… 平成 18～20 年度児童相談所は、

民間ビル（デパート）の 1 フロアを間借り

【補足説明】

○横須賀市の体制について

・相談体制は、東京都の仕組みと異なり、大きく 3 体制に分けられる：福祉司（非行・虐待関係）、相談員（障害・育成相談）、心理係（心理判定）

・運転手（非常勤）の業務…遠方の施設（国立きぬ川学院等）に子どもを移送することもあり。
（CW の負担軽減のため）

○開設までの取り組み及び課題

・児童福祉司確保の課題：開設当初（平成 18 年度）…社会福祉士資格、通信教育で取得

平成 19 年度から福祉(一般事務)職採用

- ・ ケースの引き継ぎ：開設前年度の 10 月ごろに地区割りを決定
12 月 CW が県に戻り、家庭訪問・保護者への説明および県からの周知等
- ・ システム導入：開設当初は、財務課に事務負担示せず、20 年の新施設計画をふまえ、
平成 21 年度予算で導入
- ・ 市児相システム： 独自サーバー（有線）で厳しく管理
- ・ 経験の浅いところでのノウハウの蓄積が課題：県児相は、現場の CW 以外に取り組みや通知をとりまとめるノウハウの研究をしていく部門がある。市児相は、ノウハウがないがゆえにセクション・人員配置難しい。虐待対応について、どのようにシンクタンク的機能を持たせるか。
- ・ 中核市における児相設置のメリット：①同じ機関の職員であることはやりやすく、顔が見える関係の中で気軽に相談できる。②教育委員会との連携が取れる。学校対応もやりやすい。
県児相→市教育委員会への働きかけは難しい。

(説明終了後質疑応答)

2. 質疑応答

- Q. 措置について（県と市の関係における措置の課題、市外施設の入所枠等について）
- A. 県からは児相をつくるだけでなく、施設整備を求められた。計画を立てながら児童養護施設 1 か所 乳児院 1 か所を開設。横須賀市の所管（監督・指導権限）になった。
- 28 条ケース、市内への措置は不適當なケース等を想定して、市外の施設について、県から入所枠をもらっている。児相開設当時の入所児童については、退所するまでは同じ施設で過ごし、退所したら枠を県に返す。年度末に次年度に必要な入所枠を調整している。該当の児童がなく入所枠が空いている可能性もあるが、その場合でも事務費は毎月支払う。
- 養護系の施設 県の所管施設に横須賀市の児童 48 枠（在籍で残っている子を含む）
新規措置のため 10 枠程度

障がい児について：ほとんど契約であるが、措置・契約ともに県がコーディネートしている
(案件ごとに個別対応)

乳児について：乳児院では足りないので里親に委託しているケースはある

横須賀市児童福祉施設 (横須賀市 HP より一部加筆 助産施設除く)

| 施設名 | 種別 | 運営法人 |
|--------------|---------------|-----------------------|
| 春光学園 | 児童養護施設 | (社福) |
| しらかば子どもの家 | 児童養護施設 | <u>(社福) 市児相の設置後開設</u> |
| しらかばベビーホーム | 乳児院 | <u>同上</u> |
| 横須賀市療育相談センター | 福祉型児童発達支援センター | 横須賀市指定管理者：(社福) |
| 横須賀市療育相談センター | 医療型児童発達支援センター | 同上 |
| ライフゆう | 医療型障害児入所施設 | <u>(社福) 平成 26 年開設</u> |
| 三浦しらとり園 | 福祉型障害児入所施設 | (社福) |

Q. 警察からの通告多いのはなぜか

A. 夫婦ケンカ・DV の場面に警察が介入し、子どもが居た場合、神奈川県警は児相に必ず通告するよう言われている。

Q. 児童相談員の資格、役割について

A. 特に資格なし 療育手帳の相談を担っている。申請書をもとに保護者に電話をして、児童心理司との相談日等を調整する。療育相談センターでも検査は行うが、判定は児相が行う。手帳の発行は神奈川県。更生相談所はない

Q. 療育相談センターの心理士と児相の児童心理司の連携、役割分担について

A. 両方で心理を抱えるが、療育においても相談・検査を行っている。児相の児童心理司が関わるケースの例としては、親が発達障害を認識しておらず万引きなどを繰り返す非行ケースなど。

Q. 電話による通告・相談

A. 仕事の振り分けはしておらず、電話を取った人が受けて、振り分ける
多いのは総務係が電話をとる→福祉司もしくは相談員にまわす

Q. 児相と教育委員会との連携について

A. 引きこもりでない不登校 (相談に来てくださいと言えば来られる) →教育委員会
養護性の高い不登校→児相 学校現場がふりわけ
定期的な連絡会はないが、必要に応じて連携

Q. 児童心理司 (常勤) が 7 名という手厚さは神奈川県特有の理由があるのか

A. 手帳の判定という位置づけであれば 2, 3 人で良いが、通所相談、入所児童に対する施設訪問指導 (入所間もないケース、不適応ケースなど、全ケースではないが多くて月に 1 回程度) を実施。また、家族支援チーム (心理司 1・福祉司 1) を設けて、親子・面会交流などいる。

県児相に親子支援チーム（平成 18 年ごろ開始）に倣った。

里親担当（福祉司 1 係長） 里親委託推進員（非常勤 1）

虐待対応協力員（非常勤）…主に泣き声の通告、DV の通告対応

Q. 人材採用について、福祉職の採用

A. 一般事務（福祉）という採用枠 社会福祉士の資格取得者もしくは受験資格あり

年度によって異なるが採用は、平均 10 名程度 生活福祉や高齢者分野にも配置

児相担当職員は、社会福祉士資格者でほぼ充足できる

Q. 人材育成の考え方

A. 自前の施設を 1 つも持っていないので、「福祉職」で採用すると潰しがきかない。

ジョブローテーション（原則 一課 5 年・一部 10 年）に児相職員も乗らざるをえない。

児童相談所職員としての採用はないので、現場は厳しい。児童心理司は採用以来の職員体制。

Q. 母子保健、こんにちは赤ちゃん事業との連携について

A. 母子保健課は、同じ建物の 5 階にあり、ほぼ毎日連携している。泣き声通告の場合、母親にショックを与えないよう「保健師が巡回中に寄ってみた」という形で訪問。

Q. 児相と虐待担当課の関係について

A. 市町村業務としての虐待担当課はあるが、市民からの通告は、児相に直接入るケースがほとんど。

Q. 家庭児童相談室の機能は残っているのか

A. 家庭児童相談室はもともとない。子ども虐待予防相談センター YCAP（平成 14 年～18 年）が母子保健の部門として存在していた。

Q. 要対協との関連について

A. 要対協の事務局は子ども家庭課（職員数 15 名・同じ建物の 5 階） 虐待対応だけではなく他の業務も担っている

児相を持っているケースをもれなく要対協に登録している訳でなく、要対協ケースに児相がすべて関わっている訳でもない。

要対協の機能…ケースワークはやらない 関係機関が困っているケースについて集約して役割分担の交通整理をしているイメージ。具体的なケースワークが必要になれば児相が担う

Q. 市内の相談窓口・ネットワーク

A. 要対協の拠点となるような行政窓口は 1 か所

行政センター 9 か所はあるが、福祉相談窓口の機能はないため、相談は本庁か児相のみで受付 母子手帳の交付…健康福祉センター、こども健康課、行政センター

保健師の拠点は 4 つ

公立保育所（11 か所）とは、連携は取れている（顔の見える関係の中で見守り・虐待通告）

Q. 思春期の子どもの対応

A. ここ 2, 3 年の中学生の保護は多い

子どもシェルター：市内にはないが、県の子どもシェルターや就労につなげる

Q. 権利擁護のための組織について

A. 児童福祉審議会の中に子ども人権審査分科会

管内の施設内虐待など介入が必要な場合、横須賀市指導監査課が入る

第三者委員会は持っていない

Q. 情報システムについて

A. 児童相談所内だけで記録の処理（独立型）

事務所と一時保護所の児童の記録・情報はシステムで互いに閲覧可能
母子保健センターにつなげることは考えていない

→顔が見える関係の中でデータだけではない情報共有が可能なため支障を感じていない

Q. 児童相談所の建設経費について

A. 児相は庁舎・事務室の扱いなので、国庫補助等は一時保護所分のみ

建設事業費 25 億のうち 20 億は市債 横須賀市は交付税交付団体
自己所有地であった

市民へのパブリックコメントは募集しなかった 議会はおおむね了承
当時の市長の強い思い入れ「横須賀市の子は横須賀が守る」

Q. 保護委託 非行少年の保護について

A. 一時保護所の基本は定員 25 名であるが、別に緊急入所の枠がある。

定員を超える居室の広さが確保している MAX で 27, 28 名 夏休みは多い

一時保護所以外の委託先…里親 児童養護施設（短期間）

非行少年の同じ 居室で交流しないように工夫して対応

建設時に定員 20 人でも足りると考えていたが、敷地に余裕があったので 25 名分用意

平成 26 年度 実人員 178 人 のべ保護日数 7, 100 日 40 日ぐらい

発達障害（投薬必要）で 1 年ぐらい入院しているケースもある

枠を確保している、ユニット制のため、年齢や性別によって入所できないケースがある

思春期病棟…市内に 1 カ所（入院可）

久里浜医療センター（思春期・青年期精神科外来、ネット依存治療部門、アルコール科など）

Q. 夜間の通告について

A. 児相としてではなく 子育てホットライン（子育てに関する 24 時間電話相談）で受ける。

担当はこども育成部こども青少年支援課（平成 17 年頃より）

夜間、一時保護所の隣の部屋に待機し、すべての電話相談受ける。

通告であれば保護所→電話当番の職員へ 判断者として係長が 2 人 1 組で対応

子育てホットラインに児相が相乗りする形

警察からの身柄通告は一時保護所に直接来る 最近の件数は増えている印象がある

家出、親子関係の悪化で親が連れてくるケース多い 武蔵野ケースはいない

Q. 一時保護所のモデルはあるか

A. 特にない。当初は 1 階が保護所の予定だったが、通園施設に 1 階を譲ったために、現在のよ
うな形になった

3. 横須賀市児童相談所内・一時保護所の見学

- ・一時保護所の定員 25 名（男子 9 名 女子 9 名 幼児 7 名）
（視察当日 22 名入所 女の子多い 中学生 12 名）
- ・職員は個人情報保護のため名札を付けず愛称で呼び合う 子どもは下の名前と呼ぶ
- ・収容施設ではないが主要な部分は鍵がかかる 侵入者防ぐ目的もある
- ・面接室①：子どもの入所後、一時保護所のオリエンテーションを行う 反省部屋としても活用
強化ガラス 唯一固い壁を使用している部屋
他の部屋は、子どもに怪我をさせないよう柔らかい壁 修繕費はかかる
- ・親子訓練室： シンク・お風呂を設置
2、3日親子で再統合させるために作ったが、開設以降その目的で使われたことはない
他の子と一緒に置いておけない子、夜間に身柄保護されてきた子が使用
- ・居室 6 畳程度 すべて畳部屋 布団を使用 逃避予防のため赤外線センサー設置
2 階だが、下が花壇のため飛び降りた子もいた 避難ばしごを使用した子もいた
10 人前後／年は逃げる（また捕まって戻ってくる）
小学校 1 年生でも 1 人で寝かせる
- ・食堂 小学生以上で集団生活できる子は、ここで 3 食・おやつ食べる
小学生の学習に使用（H21 年～。それ以前は小～高校生まで一緒だったが、小学生のおしゃべりで中・高生が学習に集中できず分けた）午前 2 時間・午後 1 時間（40 分授業）
アレルギー対応 テーブルに明記
建設業者は委託
- ・風呂 ユニットバス 使用は 1 人 20 分ずつ（～頭髪を乾かすまで）
月・水・金はシャワー 火・木・土・日は浴槽に浸かれる
小学生でも 1 人ずつ入れる 職員 1 人は外で待機
- ・中庭（吹き抜け） 野菜も作っている バドミントン キャッチボールも可
- ・ラウンジ 卓球をやっていた
- ・意見箱
- ・学習室 中高生が使用（H21 以前は小学生も使用） 子ども 3：職員 1（必要に応じて増員）
児童集会（毎週金曜 14 時から） 小学生～高校生
館長に意見を言う場
（例：漫画を買って、風呂の順番の決め方おかしい、子どもへの注意事項）
窓から小学校の校庭が見える 児相との間に桜の木が植えられている
勉強のやり方を覚える場（中学校は 1 度も登校しなかったが、ここで勉強の仕方を覚えて、高校入学し成績はトップレベルになったケース）
小学生は支援級レベルの子が多い
- ・幼児エリア（幼児棟）就学前の子が生活 定員 7 名（多い時は 10 人ぐらい）男女で分けている
居室は 8 畳 この時に居室にいたアルバイト女性は退職した役所職員
看護師（係長・加配置）（元病院の看護師長）
トイレ 保育所と同じタイプ

風呂 学童より大きめ 1人ずつ入れる 暑い日の沐浴にも使用（男女は分ける）

Q. 職員体制について

A. 日中の職員は4人

事務室に用意している机 21人分（正規 11人 非正規 10人）＋ アルバイト 30人

アルバイトは、大学生（県立保健福祉大 9割）や主婦・退職職員（保育士含む）

神奈川県は、他の自治体でも学生アルバイトを使うところが多い

22時～翌朝 7時 職員 2人＋男女アルバイト 2人（衣類の洗濯・ゴミ集め等雑用・見回り）
守秘義務

第三者の目としての役割 県立保健福祉大教授が横須賀市のスーパーバイザー

Q. 一保護所の研修について

A. 平成 18年から 保育士 1名＋職員 （職員に募集をかけたが応募なし）

平成 19年 検討会

県職の派遣 管理職相当 県とのパイプ役

ケース記録・児童票の書式は 県のものを引き継いだ＋少々のカスタマイズ

以上